

2013年2月16日に第312回月例会が開催されましたので、その概要をご紹介します。  
大阪企業法務研究会幹事会

-----

報告者：梅林勲（元住友商事、四天王寺大学非常勤講師）

テーマ：今後の著作権制度のあり方について

報告者コメント：アメリカのフェアユースの日本版の導入、インターネットの自動公衆送信の制約とワンチャンス主義のまか不思議な関係、キャラクタービジネスに見られる著作権の産業財産化の急激な進展、それに伴う著作権の保護機関の延長問題、日本法における著作物の定義と現実の乖離、音楽ビジネスにおけるJASRACの存在と登録主義との関係、等様々な現象や問題と取り上げ、今後の著作権法はどうあるべきかについて自分なりの意見を述べてみたいと思います。

報告の概要（見出し等）：

## I 産業財産権としての著作権

### (1) キャラクタービジネス

容姿が知覚的に表現された漫画などのキャラクター（ファインシフル・キャラクター）が問題

それ自身に著作権が認められるか？

先例：東京地判昭和51・5・26判時815・27（サザエさん事件）→積極

最判平成9・7・17裁判所HP（ポパイ事件）→作品の複製権侵害（消極）

### (2) 著作権保護期間の問題

### (3) 美術品の保護・追求権の問題

### (4) 産業財産権としての著作権を考える

## II フェアユース（公正利用）

### (1) フェアユースとは

アメリカ著作権法107条

### (2) ベータマックス訴訟

アメリカ：連邦最高裁のタイムシフトの理論（1984年）

日本：私的録音録画補償制度（1992年）

### (3) パロディ

アメリカ連邦最高裁によるトランスフォーマティブ・ユース理論の採用

## III ネット利用—自動公衆送信とワンチャンス主義の矛盾

## IV 権利の集中化と登録主義について

### (1) 音楽業界における権利の集中化

プロダクションとJASRACの役割

### (2) その他

以 上